

## (1) 労災保険率及び第1種特別加入保険料率（平成30年4月1日改定）

（単位：1/1000）

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			改定前	改定後
林業	02	林業	60	60
	又は 03			
漁業	11	海面漁業	19	<b>18</b>
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	<b>16</b>
	24	原油又は天然ガス鉱業	3	<b>2.5</b>
	25	採石業	52	<b>49</b>
	26	その他の鉱業	26	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79	<b>62</b>
	32	道路新設事業	11	11
	33	舗装工事業	9	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5	<b>9</b>
	35	建築事業	11	<b>9.5</b>
	38	既設建築物設備工事業	15	<b>12</b>
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5
	37	その他の建設事業	17	<b>15</b>
製造業	41	食料品製造業	6	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	<b>4</b>
	44	木材又は木製品製造業	14	14
	45	パルプ又は紙製造業	7	<b>6.5</b>
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5
	47	化学工業	4.5	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5	<b>6</b>
	66	コンクリート製造業	13	13
	62	陶磁器製品製造業	19	<b>18</b>
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
	50	金属精錬業	7	<b>6.5</b>
	51	非鉄金属精錬業	6.5	<b>7</b>
	52	金属材料品製造業	5.5	5.5
	53	鋳物業	18	<b>16</b>
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
55	めつき業	7	7	
56	機械器具製造業	5.5	<b>5</b>	

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			改定前	改定後
製造業	57	電気機械器具製造業	3	2.5
	58	輸送用機械器具製造業	4	4
	59	船舶製造又は修理業	23	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5
	61	その他の製造業	6.5	6.5
運輸業	71	交通運輸事業	4.5	4
	72	貨物取扱事業	9	9
	73	港湾貨物取扱事業	9	9
	74	港湾荷役業	13	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	49	47
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
	94	その他の各種事業	3	3

(2) 第2種特別加入保険料率（平成30年4月1日改定）

（単位：1/1000）

番号	特別加入の種類	改定前	改定後
特 1	自動車を利用して行う旅客又は貨物の運送の事業	13	12
特 2	建設の事業	19	18
特 3	漁船による水産動植物の採捕の事業	46	45
特 4	林業の事業	52	52
特 5	医薬品の配置販売の事業	7	7
特 6	再生利用の目的となる廃棄物の収集、運搬、選別、解体等の作業	14	14
特 7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	49	48
特 8	自営農業者であって指定の農業機械を使用するもの	3	3
特16	自営農業者であって指定の作業に従事するもの	9	9
特18	介護関係業務にかかる作業に従事するもの	6	5

## (3) 第3種特別加入保険料率表 (平成30年4月1日改定)

(単位: 1/1000)

対象	改定前	改定後
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3

## (4) 労務費率表 (平成30年4月1日改定)

事業の種類の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる労務費率	
		改定前	改定後
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業	20%	<b>19%</b>
	舗装工事業	18%	<b>17%</b>
	鉄道又は軌道新設事業	25%	<b>24%</b>
	建築事業	23%	23%
	既設建設物設備工事業	23%	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業 (組立て又は取付けに関するもの)	40%	<b>38%</b>
	機械装置の組立て又は据付けの事業 (その他のもの)	22%	<b>21%</b>
	その他の建設事業	24%	24%